

【博物館の登録の取消しに関する基準】

1. 根拠法令

○博物館法（昭和26年12月1日法律第285号。最終改正は令和4年4月15日法律第24号。
（以下「法」という。））

2. 処分基準

○教育委員会は、登録に係る博物館の設置者が次のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき
- (2) 法第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (3) 法第16条の規定に違反したとき
- (4) 法第17条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- (5) 法第18条第2項の規定による命令に違反したとき

【参考資料】

1. 博物館法〔抜粋〕

（変更の届出）

第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

（都道府県の教育委員会への定期報告）

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し 報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告及び命令）

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号の

いずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。